

地方公共団体が所有する不動産（土地）の財物損害について、帰還困難区域内の土地については全損として評価した額が、避難指示が解除された区域内の土地については申立人の行政財産使用料条例による使用料相当額に利用阻害期間（避難指示期間。公営住宅の底地等、個別に避難指示期間に1年を加える不動産もある。）を乗じた額（ただし、本件事故前から分譲申込みを受けていた不動産については、全損として評価した額）が、賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金2,038,678,335円の支払義務のあることを認める。

第3 既払いの未清算仮払金

申立人及び被申立人は、申立人及び被申立人の平成29年5月10日付け原子力損害賠償に関する合意書第1条第2号に基づき、被申立人が申立人に対し、仮払金10億円を支払い済みであることを確認する。

この仮払金10億円について、第2項記載の和解金2,038,678,335円と清算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 確認条項

申立人及び被申立人は、別紙2及び3記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年1月14日

(和解契約書 別紙2及び同3省略)

(仲介委員 上妻 英一郎)

和解契約書 別紙1

財物損害①(帰還困難区域:細目は別紙2に記載。)

地目	筆数	和解金額(円)
宅地	30	215,618,086
学校用地	20	406,940,469
一般田	2	99,736
一般畑	3	37,380
墓地	11	27,550,000
雑種地	4	17,157,000
合計	70	667,402,671

財物損害②(解除区域:細目は別紙3に記載。)

地目	筆数	和解金額(円)
宅地	167	671,152,543
学校用地	55	535,741,142
一般田	14	106,860
一般畑	20	62,432
墓地	10	13,250,707
境内地	2	555,494
公園	182	118,114,917
雑種地	17	15,463,810
合計	467	1,354,447,905

和解金額(円)

財物損害①+財物損害②	2,021,850,576
仮払金	1,000,000,000
仮払金控除後残額	1,021,850,576
弁護士費用	16,827,759
支払額合計	1,038,678,335